

企業組合労協ながの個人情報保護方針

2008年7月1日
企業組合労協ながの
ながの若者サポートステーション

企業組合労協ながのは、利用者・組合員の個人情報を適切に取り扱い保護することが、社会的責務であると考え、次の取り組みを推進します。

- 1 個人情報を適切に扱い、保護するための『個人情報保護規定』を策定し、実施します。
- 2 個人情報保護の重要性について、従事者に対する教育啓蒙活動を実施します。また個人情報保護の管理責任者を置き、適切な個人情報保護の実施、維持、継続的改善に努めます。
- 3 個人情報を収集、利用、提供及び預託を行う場合には、業務実態に応じた個人情報の適切な管理に努めます。
- 4 個人情報への不正なアクセス、紛失、破壊や改ざん、漏洩などの予防並びに是正に関する適切な処置を講じます。
- 5 個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守します。

2008年7月1日
企業組合労協ながの
代表理事 青木 建

労協ながの個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規則は、企業組合労協ながのが業務を通じて取得した利用者・組合員の個人に関する情報を適切に管理、保護し、またその情報を利用する場合及び情報開示に関する規則を定め、個人のプライバシーを保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、家族状況、個人の身体、財産や職種等個人を識別する情報、また利用者については個人の属性に関して事実のほか、組合員が行った判断や評価をあらわす全ての情報を言う。

(個人情報取り扱いの制限)

第3条 企業組合労協ながのは、次に掲げる個人情報は取り扱わない。

- (1) 思想、信条及び宗教（ただし介護サービス提供上必要あるものは除く）
- (2) 社会的差別の原因となる事項

(個人情報の保護対象)

第4条 企業組合労協ながのは、次に掲げる事項に関する利用者及び組合員の個人情報を保護の対象とする。
なお保護の対象を追加または削除する場合は、理事会で協議し決定する。

- (1) 戸籍事項（氏名、性別、生年月日、本籍等）
- (2) 経歴（学歴、諸企業、職歴等）
- (3) 心身（心身障害、疾病、負傷）
- (4) 財産状況（所得、出資金、債権額、資産状況等）
- (5) 上記以外の個人生活（家庭状況、居住状況等）
- (6) その他、業務及び介護サービス提供上の必要から保有した情報で個人のプライバシーに係るもの。

(情報収集の原則)

第5条 企業組合労協ながのが行う個人情報の収集は、あらかじめその利用する目的を公示した場合、又は個人情報を取得する際に本人に対し、その利用目的を明示した場合のみとする。

- 2 労協ながのは、前項に基づくほか、本人から同意を得た場合個人情報を取得できる。但し、本人以外の家族等から取得する事が適切な介護サービス提供上やむをえない場合、及び人のいのち、身体または財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りではない。

(情報利用の目的)

第6条 企業組合労協ながのが組合員などの個人情報を利用する場合は、定款に基づき実施している事業の運営及び理事会で決定した活動の範囲に限るものとする。

- 2 前項の定められた以外の目的に個人情報を利用する場合は、必ず本人の同意を得るものとする。

(情報の管理)

第7条 企業組合労協ながのは、取得、累積された利用者及び組合員等の個人情報について、不正な方法で取得、改ざん、破壊、紛失あるいは目的が祈りよう、流失がないよう、厳格に管理を行う。

(個人情報に関する利用者からの請求)

第8条 企業組合労協ながのは、法人が累積・管理している利用者等の個人情報に関して、照会の請求が行われた場合は、『情報開示ガイドライン』に基づき開示を行う。

(第三者への個人情報提供の制限)

第9条 企業組合労協ながの及び各事業所は、本人の同意なくして個人情報を提供してはならない。

- (1) 企業組合労協ながの及び各事業所がその業務の一部を画オブに委託しており、その委託業務の遂行に必要な場合、もしくは企業組合労協ながの及び各事業者が加盟している関連団体で、企業組合労協ながの及び閣議浄書の事業目的に合致し、その業務遂行に必要な場合。
 - (2) 法令などにより、企業組合労協ながの及び各事業者が情報提供を義務付けられている場合及び行政などよりの要請があった場合で、その提供が個人のプライバシーを侵害しないと認められた場合。
- 2 前項により企業組合労協ながの及び各事業所が第三者に利用者及び組合員等の個人情報を提供緒する場合は、個人情報の使用方法や貸与などについて当該の第三者と契約・覚書等を結ぶこととする。

(個人情報保護管理者及び体制の整備)

第10条 企業組合労協ながのは、個人情報保護管理責任者を配置する。また各事業所には個人情報管理者を配置し、個人情報を安全に管理し取り扱うための諸規定の整備、安全対策の実施、教育訓練の推進、計画の策定、監査を行う。

(違反・罰則)

第11条 企業組合労協ながのは、個人情報の取り扱いに関して、組合員が法令・内部諸規定を違反した場合は就業規則に基づく懲戒処分を行う。又退職者の違反行為が判明した場合は法令に基づく損害賠償請求を行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は理事会が行う。

附則

この規則は2005年7月29日より実施する。